

令和 年度 森林環境税 免除不承認決定通知書

大財 第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長 印

令和 年 月 日付けで申請された令和 年度の森林環境税の免除については、次の理由により申請を承認しないことを決定しましたので、大阪市森林環境税免除取扱要綱第5条第4項の規定に基づき通知します。

減免を承認しない理由			
申請された減免区分 (該当事由)	第 号 <input type="checkbox"/> 災害(人的被害)	第 号	<input type="checkbox"/> 失業・廃業
	第 号 <input type="checkbox"/> 災害(住宅・家財被害)		<input type="checkbox"/> 所得減少
	第 号 <input type="checkbox"/> 生活保護等受給		<input type="checkbox"/> やむを得ない多額の支出
			<input type="checkbox"/> 所有する資産への損害
申請された期(月)別	普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
	期(月)分～	月分～	月分～

(注)この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市長を被告として(大阪市長が大阪市の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。